

令和3年度 第2回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

- 日 時 令和3年11月19日（金） 18時30分～20時50分
- 場 所 市役所 本庁2階 第2会議室
- 出席者

（出席委員）9名

- 杉下 秀幸 （宇部商工会議所 会頭）※会長
- 伊藤 一統 （NPO 法人 うべネットワーク 理事長）
- 井本 浩嗣 （中小企業診断士）
- 江嶋 亜企雄 （宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会）
- 正司 マキコ （宇部市民生児童委員協議会 副会長）
- 徳勢 美知子 （社会保険労務士）
- 藤井 恵子 （宇部市婦人会協議会 会長）
- 藤本 米子 （宇部市消費者の会 会長）
- 脇 和也 （株式会社 宇部日報社 代表取締役社長）

（欠席委員）1名

- 濱岡 崇 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 代表）

（事務局）7名

- 古林 学 （総務財務部長）
- 大畑 秀幸 （総務財務部次長）
- 岡田 伊都子 （総務財務部人事課長）
- 綿谷 和久 （総務財務部人事課副課長）
- 河内 厚司 （総務財務部人事課給与厚生係長）
- 大塚 智明 （総務財務部人事課人財育成係長）
- 東山 靖子 （総務財務部人事課係員）

## ●議事概要

【開始時刻 18時30分】

(会長)

追加で配布された資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料No.12 ～ 資料No.16、差し替え、QA までの説明>

(会長)

それでは、各委員からの意見を踏まえて、市長・副市長、市議会議員、非常勤職員の順に協議したいと思います。

平成26年度開催の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」において、「基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるものに沿って検討を行うこと」とされており、今回もこれを踏襲したいと思います。これに加え、委員の皆様から出された意見を基に、個別具体的に検討し、審議を進めます。その上で、私の意見を述べたいと思います。

### 1. 市長及び副市長の給料について

(会長)

それでは、市長・副市長の給料について検討します。

なお、市長・副市長の給料及び退職手当について、その政治判断により自主減額を行っていますが、当審議会は、その職本来の報酬額等の水準を審議すべきであり、前回同様、これら自主的な減額措置とは切り離して考えます。

委員の皆様からの事前の意見では、「県内他市や類似都市との比較において相応」「市長・副市長の職責は非常に重く、それに相応した給料」等の理由から、据置・現状維持が5名、また「類似団体等の水準と合わせる」「平成9年の4月水準に戻す」等、増額の意見が3名おられました。なお、減額という意見はありませんでした。その他「給料月額が低いので、給料月額と期末手当の配分を見直すべき（市長給料月額100万円へ増）」、「場合によっては、退職手当も含めた全体の配分の見直しが必要では」等の意見がありました。

その他、質問・意見はありませんか。

(委員)

市長の給料を増減する特段の理由はないと思います。それよりも、自主減額が何年も続いている状態を改善すべきと感じます。給料に見合った労働として、しっかりと働いてほしいと

いう思いがあります。

(委員)

自主減額は市長の考えなので、我々が意見を述べることではないと感じます。また、前市長が自主減額をしたから今回も行うことはおかしい。理想論ですが、マニフェスト通りの仕事ができたら堂々と受け取ればいいし、できなかった場合は自主返納するという形があってもいいと思います。

(会長)

皆様の意見を踏まえて、私の意見を述べます。

市長の給料は県下中位レベルで、年額報酬としても違和感はありません。県内他市や類似都市との均衡がとれていること、また、本市の財政状況の見込みなどから、積極的に増額する要因がありません。

したがって、増額意見は3名おられますが、据置が妥当と考えます。

ただ、次に審議する退職手当については、給料とのバランスも含め、意見が割れているため、先に、退職手当について審議し、そのうえで方針を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

## 2. 市長及び副市長の退職手当について

(会長)

他市と比べて給料に違和感はありませんが、退職金を含めた4年間の総額は類似団体等の全国の都市と比べて高く感じます。退職金については、民間でも減額傾向にありますが、山口県は全国と比べても額が高く、行政改革等の見直しがされていないように感じます。

委員の皆様の見解は、「県内他市及び類似都市との比較で、都市規模から勘案して妥当と考える」「本市の規模に相応している」等の理由で、据置・現状維持が4名でした。

また、「県内の順位を副市長と同じ4位の水準へ上げる」「平成9年の水準に戻してもよいが、ただしコロナ禍や市役所の建て替え、既存設備の老朽化対策等の資金を要することを考慮すべき」という意見等、増額が3名でした。

その他意見として、「市長等の場合、一律で多額な額が決められており、一般市民の感覚では納得がいかないのでは」「根拠のある金額を支給すべき」という意見がありました。また、「給料月額と期末手当の配分を見直すべき（市長給料月額100万円へ増）」、「場合によっては、退職手当も含めた全体の配分の見直しが必要」等の意見がありました。

このように意見が分かれていますので、改めて意見を伺い方向性を決めたいと思います。

(委員)

私の基本的な考え方として景気浮揚のための賃上げが必要だと思っています。ただ、最低賃金を上げたとしても大きな効果はなく、景気循環を考えると公務員の給料を上げるのが一番効果的です。そのため、給料は、標準、又は少し高い水準に設定するのが良いと考えます。今のままでは、起業家や若い方が、経営やビジネスの世界に入りにくいという状況がこの先何十年も続いてしまうのではないかという危機感があります。

(委員)

会長にほぼ賛同します。合理的根拠がない中、給料の月額報酬は他市等と比較するしかありません。他と比べて妥当というのは月額報酬では分かります。しかし、退職金については、4年間で2,000万円を超えるのは、一般市民からするとあまりに高額で違和感があります。会長が言われるとおり4年間セットの報酬でどれだけかを見て考えていくべきです。

(委員)

退職金の性格として、月額給料では支払っていない部分を退職金で払うという意味合いがあります。市長を辞めた後の生活を保障するためとも考えられますが、一般市民からすると、例えば40年働いた場合、大企業は別として、せいぜい2,000万円程度です。それと比べると非常に高いと感じます。仮に2期・3期就任した場合、1億円近くになるため、考え直す必要があると思います。

(会長)

16万人の市民の安全・安心な生活を担保している市長の重責からすると、今は大企業の部長並みであり、給料は明らかに低いです。ただし、退職金は市民感覚として高いため、月額給料・手当に配分するのが良いと思います。

退職手当については、県下他市と比較すると中位ですが、全国と比較すると明らかに上位に位置します。山口県の退職金が相対的に高いのは、都市圏の類似都市と比べて見直しが遅れているからだと思います。

また、民間企業では役員退職金も年間で月収の3倍程度であり、市民感覚として1期4年間の退職金2,256万円は高いと思います。

このため、退職金は減額し、逆に、職責の重さに見合った給料の増額を行い、1期4年間の総額としては、他の都市との均衡を図ることも、一案と考えます。ただ、これは今までの答申の内容と大きく変わりますので、慎重に議論を行い、時間をかけて、検討する必要があります。ここでの答申を受け、令和4年3月議会での上程を予定しており、現実的に間に合うか不明ですが、我々の答申としては、退職金は減額、給料は増額を行い、全体の額としては据置とし、山口県全体で退職金の見直しがされる方向へ持っていきたい。そのような答申にしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

私の感覚では、4年間の総額としては非常に低いと思います。そのような意見もあるということはおっしゃりたい。

(委員)

事務局に聞いてみたいのですが、市民の声を聞くべき行政が、市民が高いと感じる退職金となり、市民感覚とずれたのはなぜでしょうか。例えば、選挙資金に必要なのでしょうか。

(事務局)

明確な考え方はありませんが、一般職の永年勤続と違い、市長については任期4年ごとに退職金が支払われます。4年という短い期間では勤続年数に対する報酬という意味合いは極めて小さく、業績に対する評価的な意味合いが強いと考えられます。

なお、平成22年の審議会でも、退職手当について引き下げの答申をいただいています。当時の市長の退職手当の水準3,200万円を、現行水準まで下げています。他市等でも同様に下げている傾向があります。

(委員)

それならば、会長が言われたこともトレンドだと感じます。私も賛同します。

(事務局)

資料NO.15「市長の収入調」より、4年間の総収入が8,700万程度です。この額は、宇部市の規模からすると適切な水準と考えます。月額報酬と退職手当の配分のバランスを見直すという意見ですが、4年間の総収入の水準はどのようにお考えでしょうか。

(会長)

給料は据置、退職金のみ減額とすると、総額が下がり適切ではありません。退職金だけを見ると市民目線では高いと感じるし、給料は責任の重さから言うと低いです。そのため、総額は据置で見直しても良いと思います。

(委員)

県内他市は、退職金の額自体高くありません。

(会長)

山口県全体のバランスが悪いと思います。都市圏は既に見直されています。

(委員)

退職金については、長期を想定せず、1期で終わった場合の生活保障の意味合いもあると思います。何期という保証がないので、退職金ではなく給料を安定的に付与すべきです。

大企業と比べると、給料は非常に低いと思います。退職金を減額して月額を増額することで、長く安定して働けると思います。

仮に答申の内容で条例改正された場合、法的には改正後から適用するものです。任期の途中であっても、遡及する必要はないと思います。

(会長)

市長及び副市長の給料及び退職手当につきましては、総額は据置ですが、中身の配分を見直す形で答申をしたいと思います。

### 3. 市議会議員の議員報酬について

(会長)

次に、市議会議員の報酬についてですが、「平成30年度開催の審議会において、市議会議員について優秀な人材を確保する観点からも、議員水準について継続して検討をされたい」との附帯意見がありますので、その点も踏まえて検討します。

委員の皆様からの事前の意見では、据置・現状維持が6名、「財政状況と県内市及び類似団体との比較により現状、報酬を増減させる理由は特に見当たらない」という意見や、「都市規模から妥当性に欠ける水準ではないが、コロナ禍が長引き状況が悪化すれば、下げることの検討も必要」という意見もありました。

また、増額が3名で、「有能な市民が議員になる、現職が再選を目指して業績を上げるといった視点で報酬をあげる」との意見や、「他都市との比較で平成9年度の水準に戻してもよい」との意見がありました。

議員報酬につきましては、据置・現状維持の意見が多数となっていますが、他に意見はありませんか。

(委員)

市議会議員から、活動費を増やしてほしいという声を聞いています。

(会長)

政務活動費の額は答申内容に含まれていますか。

(事務局)

答申内容には含まれておりませんが、附帯意見として取り上げることは可能です。

(会長)

政務活動費については若干低めではありますが、報酬を含めた全体額では他都市と遜色はありません。また、過去の答申書において「議員のなり手不足のため、魅力的に映る額を確保すべきとの観点から検討の必要性がある」とされていますが、これには違和感があります。本来、政治家は報酬の魅力によって政治家を目指すのではなく、国・県・市のそれぞれにおいて地域の発展に貢献したいという志で目指していると考えます。実際のところ、報酬を上げても良い人材が集まる保証はありません。

今後の人口減少や少子高齢化等を考えると引き続き厳しい状況が見込まれること、また、県内他市や類似団体と比較しても、議員報酬については、据置が妥当と考えます。

(委員)

過去の答申について、当時の審議の際、「統一選挙時、定員割れ（無投票）が多く起きた際の国の検討会の内容を受け、市においてもなり手対策の一つとして話が出ました。報酬を上げれば優秀な人材が確保できるわけではないし、報酬額の適正な答えは無いものだと思います。基本的に会長の意見に賛同しますが、もし宇部が無投票だったらと考えるとこの議論はこの先無視できない可能性があります。

(会長)

15～16万人規模での議員定数の平均値は24人程度となっています。その場合、競争率が激しくなるため、議員定数で競争を確保できます。また、資料NO.1のP13に、議員報酬の市民1人あたりの金額が出ているが、宇部市と比べて美祢市や山陽小野田市など人口規模が小さいのに金額が高い。これは議員数が多いということ、定数見直しが進んでいないということだと思います。

(委員)

定数を減らせばいい人材が確保できるわけではないと思います。また、本市は過去34人程度だったので、そこから考えると減っています。けっして削減努力をしていないわけではありません。定数と報酬を一緒に考えるというのは議論としては違うと感じます。

(会長)

様々な意見が出ましたが、市議会議員の報酬については、据置で答申案に示したいと思いません。

<異議なし>

#### 4. 行政委員会委員の報酬について

(会長)

次に、非常勤職員の報酬について、意見を伺います。

非常勤職員の報酬については、行政委員会と、各種審議会委員に分けて考えたいと思います。行政委員会委員の報酬について、事前の意見では、最低賃金を下回っていないとの理由で、据置・現状維持が2名でした。

(委員)

最低賃金を下回っていないのは良いが、上げて良いと思います。拘束時間について、ただ単に出席のサインをするだけの人と、15時間勤務の人が同額なのはおかしいと思います。不当利得があるので、2時間以内、4時間、8時間超え等、ある程度の線引きが必要であり、「1回出席すると1日分」という考え方は世間の感覚とずれています。例えば、選挙の立会人などは拘束時間が長く、非常に大変だと思います。

(事務局)

報酬の単位については、地方自治法で月額又は日額と定められており、現行法の構成上、時給での計算はできません。審議会の委員は、労働者には当たらないという考え方なので、労働時間の長さは支給の単位に含まれないという整理がされています。

(委員)

私的諮問機関における見直しが予定されていますが、ある程度の増額なのでしょうか。それとも4,000円に合わせるのでしょうか。

(事務局)

いわゆる条例を設置していない各種審議会委員については、議会の議決を経ることなく、変更が可能です。議会答弁では、引き上げの方針ですが、報酬等審議会がベースになるため、ここでの審議を確認しながらどの程度にするか判断したいと思います。

(委員)

時給計算ができないので、労務の大変さを個々で判断して、金額に差をつけるしかないと思います。

(委員)

活動状況を確認しても分かるように、1回1回の労務内容が同じではありません。そのため、平均して妥当な金額とするしかないと思います。

(会長)

月額から日額になり、実態ベースの支払いになったことで、額は下がっています。日額になることで、実態に沿った支払いに是正されたと考えられます。

行政委員会の報酬について、据置で答申案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

例えば、教育委員会委員の職務内容や職責を鑑みると、この報酬は低いと思います。本当にこの職責が果たしているのか、月に1度集まる程度で大丈夫なのか、疑念があります。

(事務局)

日額制に変更した際、支給額が下がるため、なり手不足や辞退を危惧しましたが、現在までそのような状況には陥っていません。また、行政委員会ごとの責任の度合を考えて、日額に差をつけるべきという議論も過去の審議会でされました。ただ、実際に報酬額に差を設けることは困難であるため、委員 13,400 円又は委員長 16,000 円に定めたという経緯があります。

(委員)

差を設けることは困難ではありますが、やはり常に議論になる問題だと思います。

(委員)

では、職責が重いので、教育委員会委員だけ額を上げることが適切なのでしょうか。ここだけが飛びぬけて重い仕事をしているという判断にはならないと思います。個々の職責の重さを、ここで全て議論することは出来ないと思います。

(会長)

職責の重さの判断は個々でできないため、こういった意見があったと答申に盛り込みたいと思います。

## 5. 各種審議会等の委員の報酬について

(会長)

続いて、各種審議会等の委員の報酬についてです。

「最低賃金を下回っていない」等、据置・現状維持という意見が4人でした。

一方で、「人材を大切にし、労力や意見を正しく評価する市政のあり方を示すには妥当な金額を支払うべき」との意見や「事前配布資料に目を通したり、会議終了後に追加意見等の提

出を求められる場合を考慮する」や「他市と比較し低レベルである等の理由で、4,500円から6,000円の幅で増額」という増額の意見が3名でした。

その他の意見として、「交通手当（費用弁償）について、2キロ以内の委員を除き、一律支給すべき」との意見もありました。

日額4,000円となった、平成22年度の当審議会の答申を振り返りますと、

「各種審議会委員等の報酬額については、以下の観点から現行6,300円を4,000円とする。

①会議等の開催時間を概ね2時間と想定しており、時給換算すると約3,000円である。この額は、識見や公募の委員等が混在する中で、市民感覚からするとかなり高額であると感じられる。

②県内他市は、日額4,700円～5,000円程度の市が数市見受けられる。

③市の厳しい財政状況を考慮すると、今回思い切った見直しをする時期に来ていると考えられる。」

とあります。これを、現状に当てはめると、①の各種審議会の開催時間は変わっていないと思われませんが、県内他市と比較すると、事務局どうでしょうか。

（事務局）

① 個別のケースはあると考えますが、開催時間は基本的に変わっておりません。

② の県内他市の報酬額は、前回資料の28ページのとおりです。

③ の財政状況については、平成22年度の財政状況と比べ、一定の健全化は図られている状況です。確かに、今後も厳しい財政状況が続くと見込んでいますが、県内他市と比較しても突出したものではありません。

（委員）

拘束時間から見ると最低賃金を割っているのでは、見直す必要があると思います。拘束時間は、会議の出席時間だけではありません。

（委員）

労働者ではないとのことなので、最低賃金を引き合いには出せませんが、最低賃金が上がり、世間相場も上がっているのでは、微増して4,500円程度だと思います。

（委員）

専門家としての見識を必要とされて委員になっているので、対価性という意味からすると、見合っていないと思います。

（委員）

委員会のメンバーは専門家だけではないので、そのような区別は出来ないと思います。専門家ではなく一般の方で、志で参加している場合もあります。

(委員)

委員になると、仕事を休んで参加することになり、本業に比べてマイナスになります。県内で最低水準というのは解消してもらいたいと思います。

(委員)

世論からクレームや要望が出ていないのに、なぜ引き上げないといけないのでしょうか。これまで委員の確保ができてきているということは、納得して引き受けているのではないのでしょうか。私は、志をもって、自分の意見を役立てたいと思ってやっています。ここで変える必要はないと思います。

(会長)

審議会の会議としての拘束時間は2時間程度ですが、事前資料に目を通したり、会議終了後に追加意見等を提出する時間もあります。

本市の報酬額は、県内他市と比較して低い水準であり、また、県内13市の平均値が約5,100円となっています。少なくとも、平均値程度までは、増額する必要があると考えますが、意見はありますか。

(委員)

財政難の中で増額する必要があるのでしょうか。4,000円で委員は確保できています。増額するのは大変な責任であるし、他市の平均に追随するのは安直と感じます。

(事務局)

4,000円では低いという声は聞いておりません。気持ちを持って引き受けてもらっている認識です。

本市は県内で最低水準であるのは事実ですが、本市特有の事情がなければ、県内他市、類似都市と比較するのが原則ではあります。

(委員)

審議会委員の皆様の後労苦に対する対価が、県内で最低なのはどうか。

(会長)

県内他市の平均額が約5,100円です。金額が妥当かは判断できないが、県内の平均値程度の水準でいいのではないかと思います。5,000円程度でいかがでしょうか。

<異議なし>

## 6.その他について

(会長)

その他に意見はありませんか。

(委員)

議員が監査委員として仕事をする場合、議員報酬と監査委員報酬が重複していると思うのですが、問題ないのでしょうか。県内で、本市議員の監査委員報酬だけが高くなっています。

(事務局)

地方財務実務提要に解釈が出ています。議員は議員条例、監査委員は監査委員条例に基づいて委嘱されます。それぞれの身分・役割として出席するので当然支給されるべき、というのが一般的見解として示されています。

(委員)

他市は月額で手当的な支払いであるのに対し、本市は日額です。本市の場合は、監査委員として出席すると、監査委員の日額が支給されるため、報酬額が高くなっています。本市のみが高額のため、月額に戻したほうが良いと思います。

また、決算委員会の出席は、議員としてではなく、監査委員としての出席となるのでしょうか。

(事務局)

監査委員としての出席となります。

(会長)

監査委員について、次回までに見解をまとめてください。月額にすることも一案だと思います。

以上を持ちまして、第2回宇部市特別職報酬等審議会審議会を終了します。

【終了時刻 20時50分】